

電子提供措置の開始日2026年5月28日

株 主 各 位

第99回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社 大紀アルミニウム工業所

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2009年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 新株予約権の数

772個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 772,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ. 新株予約権の払込金額

払込を要しない

エ. 新株予約権の行使価額

1株あたり 1円

オ. 新株予約権の行使期間

2009年10月1日から2039年9月30日まで

カ. 新株予約権の行使条件

(ア) 各新株予約権の1個の一部行使は認めない。

(イ) 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、対象者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

キ. その他取得の条件

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 上記カ. に定める条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

ク. 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	616個	616,000株	2名

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ 50百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

有限責任監査法人トーマツ 50百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を受け、前期の監査遂行状況、当該期の監査計画の内容、監査時間、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として7百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等について問題があり、適正な職務の遂行に支障があると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、経営の基本方針に則った「行動指針」、「倫理規範」に基づき、その理念及び精神を役職者をはじめとするグループ会社全使用人に周知・徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、企業の社会的責任（CSR）を全社員が自覚することに努める。また、代表取締役社長執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたり、内部通報者保護制度の構築等を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、取締役会等の会社機関の意思決定に係る文書は法令・社内規程に基づき保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧することができるものとする。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア、損失の危険の管理については、当社の「リスク管理室」の機能を強化し、当社及びグループ各社が抱えるリスクの管理について必要な見直し・対応の検討、そのための研修の実施等を行うこととする。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

イ、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長執行役員指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ厳正な対応を行い、被害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員出席による経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は業務分掌に基づき業務を執行する。なお、経済状況の変化等に対しては迅速かつ適正に対処する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア.「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の経営管理指導及び計数管理は当社の各担当部門の責任者が行う。なお、当社代表取締役社長執行役員と子会社代表者との間での「トップ診断」を通じ、子会社の管理目標設定等の摺り合わせを行い、年2回以上の会合を実施することを通じて子会社の事業活動及び業績の管理を行い、各社が自主性を発揮しつつ、事業目的の遂行と安定成長を図るための指導・育成を図ることとしている。
- イ. 子会社には当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視できる体制としている。
- ウ. 子会社は当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制とする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の判断により、必要に応じてその業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、その人事等については、独立性を保つように取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら調査することができるものとする。
- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ウ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア、監査役は、代表取締役、会計監査人、監査室及びグループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- イ、当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及びグループ各社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは取引関係及びその他いかなる関係も持たないとのグループ倫理規範を掲げている。その倫理規範に基づき、一切の関係遮断のために、直接的なアプローチのほか、機関紙購入や一方的な送付、寄付金・賛助金の支出、クレーム及び示談金の要求、広告掲載、口止め料、株主総会関係等による間接的なアプローチに対しても、警察当局等と連携しながら毅然たる対応で行動するものとしている。これらにもかかわらず、反社会的勢力とは知らずに、当社の意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成し、社外監査役2名を含む監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、役員への派遣、定期的な内部監査を通じて子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要な場合は説明を求めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,346	8,773	48,315	△2,387	61,048
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,176	－	△2,176
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	3,680	－	3,680
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	△55	－	－	△55
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△55	1,504	△0	1,448
当 期 末 残 高	6,346	8,717	49,819	△2,387	62,496

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2,001	20	9,633	221	11,877	142	644	73,712
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	△2,176
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	3,680
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	－	△55
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,153	△59	520	329	1,944	－	△3	1,941
当 期 変 動 額 合 計	1,153	△59	520	329	1,944	－	△3	3,390
当 期 末 残 高	3,154	△38	10,154	551	13,822	142	640	77,102

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項…………… 連結子会社の数14社

子会社名：(株)ダイキマテリアル、(株)九州ダイキアルミ、(株)北海道ダイキアルミ、東京アルミセンター(株)、ダイキ インターナショナル トレーディング コーポレーション、ダイキアルミニウム インダストリー (タイランド)、ダイキアルミニウム インダストリー (マレーシア)、(株)聖心製作所、大紀 (佛山) 経貿有限公司、セイシン (タイランド)、ダイキアルミニウム インダストリー インドネシア、ダイキ オーエム アルミニウム インダストリー (フィリピンズ)、ダイキアルミニウム インダストリー インドニア、ダイキアルミニウム ベトナム

非連結子会社名：ダイキ エンジニアリング タイ、大紀 (上海) 工業炉技術有限責任公司、(株)ダイキエンジニアリング、ダイキ トレーディング インドネシア

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項…………… 持分法適用関連会社の数2社

デルタ ダイキ メタル (タイランド)、有限責任会社アルバ-大紀サステナブルソリューションズ

なお、有限責任会社アルバ-大紀サステナブルソリューションズは新規設立により、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社

子会社名はダイキ エンジニアリング タイ、大紀 (上海) 工業炉技術有限責任公司、(株)ダイキエンジニアリング、ダイキ トレーディング インドネシアであります。

持分法非適用会社は、それぞれ当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に及ぼす影響が軽微でありかつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社決算日は12月31日であり、連結決算日との差はいずれも3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎とし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券……………その他有価証券の市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定)により、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品……………主として移動平均法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、当社の白河工場については定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき金額を支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社において役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ①外貨建の資産及び負債……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②ヘッジ会計の処理

- (イ)繰延ヘッジ等のヘ……………繰延ヘッジ処理によっております。
ッジ会計の方法
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

- (ロ)ヘッジ手段とヘッ……………ヘッジ手段
ジ対象
デリバティブ取引(為替予約取引、商品先物取引及び金利スワップ取引)
ヘッジ対象
相場変動による損失の可能性がある資産または負債で、当該資産または負債に係る相場変動が評価に反映されていないもの及び市場金利の変動により時価の変動が生じ、その変動額が借入金の評価に反映されないもの並びに資産または負債に伴うキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。

- (ハ)ヘ ッ ジ 方 針……………為替予約取引は、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるためのものであるため、その残高は外貨建の仕入及び販売予定金額を超えないようにとの方針を採っております。商品先物取引については、アルミニウム二次合金地金の原材料の在庫の範囲内での取引に限定しております。金利スワップは、変動金利を固定金利に変換する目的で利用しているのみであります。

- (二)ヘッジの有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動による変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (ホ)その他リスク管理……………為替予約取引の実行は資材管理部で行い、その管理は管理部にて行っており、取引限度額については仕入及び販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度としております。さらに、管理部長は月ごとの残高についての管理を行っております。また、商品先物取引の実行及び管理につきましては、資材管理部及び軽金属原料部で行っており月ごとの残高を管理部長に報告する体制をとっております。
- ③退職給付に係る会計
処理の方法
- (イ)退職給付見込額の……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ)数理計算上の差異……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④重要な収益及び費用の……………商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。
当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
- 当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。
- 顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- ⑤端 数 処 理……………記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

⑥重要な会計上の見積り……………固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(百万円)
(連結貸借対照表)	
有形固定資産	26,351
無形固定資産	211

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは主として工場及び事業会社を1つの資産グループとして減損の兆候の有無を判定しています。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、将来キャッシュ・フロー等を見積り、減損の認識の要否を判定しています。当該判定の結果、減損が必要と判断された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減損処理をしています。回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の額としています。正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定されます。使用価値は取締役会で承認された事業計画を基礎として見積りを行った将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定されます。当該見積りにおける主要な仮定である市場予測に基づく将来売上高、原価率及び将来キャッシュ・フローの割引現在価値の算定に使用する割引率は、将来の経済環境の不確実性の影響を受けることが考えられます。これらの主要な仮定に重要な変動が生じ、将来キャッシュ・フローの見積りを修正した場合には、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表等に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

売掛金		67,790百万円
受取手形		6,631百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 及び減損損失累計額

.....	47,183百万円
-------	-----------

3. 非連結子会社及び関連会社に対するものが次のとおり含まれております。

投資有価証券（株式等）		1,668百万円
-------------	-------	----------

4. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、連結子会社の決算日が金融機関の休日であったため次の期末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受 取 手 形		3百万円
---------	-------	------

5. 偶発債務

当社の連結子会社であるダイキアルミニウム インダストリー インドネシアは、2024年4月30日にインドネシア税務当局から2019年度及び2022年度の法人税申告不備により2024年5月30日までに77,006百万インドネシアルピアの移転価格等の納付を命じる追徴課税通知を受領いたしました。同社は、当局からの指摘内容に承服しかねるため、2024年7月30日（現地時間）に税務調査を行った税務署に異議申立てを行いました。税務署の審査が終了した結果、一部7,912百万インドネシアルピアは異議申立てが認められましたが、それ以外の否認された内容に承服しかねるため、2025年7月14日に税務裁判所へ訴訟を行いました。

また、同社は、2025年6月23日にインドネシア税務当局から2023年度の法人税申告不備により2025年7月22日までに41,935百万インドネシアルピアの移転価格等の納付を命じる追徴課税通知を受領いたしました。同社は、当局からの指摘内容に承服しかねるため、2025年9月19日（現地時間）に税務調査を行った税務署に異議申立てを行い、現在税務署が審査中であります。

なお、異議申立や税務裁判の結果により、一部、課徴金が課される場合があります。異議申し立てが認められず返還されていない金額については、連結貸借対照表の投資その他の資産のその他（長期未収入金）に含まれており、費用処理はしておりません。

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「収益認識に関する注記」(1)収益の分解」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,629,235	—	—	43,629,235

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,056,711	250	—	4,056,961

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加

250株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,187	30.00	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	989	25.00	2025年9月30日	2025年12月5日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,187	30.00	2026年3月31日	2026年6月22日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

616,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にアルミニウム二次合金地金の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権及び営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、仕入及び販売予定の成約済輸出入外貨代金を取引限度として為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に短期的な運用資産に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び棚卸資産の相場変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした商品先物取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「②ヘッジ会計の処理」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売業務規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、各販売部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替予約取引の実行は資材管理部で行い、その管理は管理部にて行っており、取引限度額については仕入及び販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度としております。さらに、管理部長は月ごとの残高についての管理を行っております。また、商品先物取引の実行及び管理につきましては、資材管理部及び軽金属原料部で行っており月ごとの残高を管理部長に報告する体制をとっております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(※2)			
其他有価証券	5,235	5,235	—
資産計	5,235	5,235	—
長期借入金	10,223	10,108	△114
負債計	10,223	10,108	△114
デリバティブ取引(※3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	10	10	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△56	△56	—
デリバティブ取引計	△45	△45	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	2,226

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,235	—	—	5,235
デリバティブ取引				
通貨関連	—	158	—	158
資産計	5,235	158	—	5,394
デリバティブ取引				
商品関連	—	204	—	204
負債計	—	204	—	204

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	10,108	—	10,108
負債計	—	10,108	—	10,108

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。1年内返済予定の長期借入金を含めております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

4. 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、その他有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,140	5,235	4,094
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		1,140	5,235	4,094

5. デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	デリバティブ取引の種類等	契約金額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,149	—	10	10
	為替予約取引 買建 米ドル	22	—	△0	△0

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	350	—	△1	先物為替相場によって いる
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	9,005	—	149	

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
原則的処理方法	商品先物取引 売建	商品及び製品	2,471	—	△226	商品先物相場によって いる
	商品先物取引 買建	商品及び製品	263	—	22	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動額	長期借入金	1,476	595	(※)	

(※)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

収益認識に関する注記

(1)収益の分解

当社グループは、アルミニウム二次合金事業及びその他事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類はアルミニウム二次合金地金（塊）の製造・販売等であります。

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	アルミニウム二次合金		
日本	160,523	2,479	163,003
アジア(日本除く)	162,591	3,320	165,912
欧州	414	—	414
その他	1,778	—	1,778
顧客との契約から生じる収益	325,308	5,800	331,109
外部顧客への売上高	325,308	5,800	331,109

(注)その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ダイカスト製品事業及びアルミニウム溶解炉事業を含んでおります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4.会計方針に関する事項、(4)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項、④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

賃貸等不動産に関する注記

重要な賃貸等不動産はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,928円59銭
1株当たり当期純利益	93円01銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	91円59銭

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	6,346	2,400	6,433
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	－
圧縮積立金の取崩	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－
当 期 末 残 高	6,346	2,400	6,433

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金				
	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	0	2,000	21,704	△2,387	36,497
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,176	－	△2,176
圧縮積立金の取崩	△0	－	0	－	－
当 期 純 利 益	－	－	3,408	－	3,408
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	△0	－	1,232	△0	1,232
当 期 末 残 高	0	2,000	22,936	△2,387	37,729

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,001	20	2,022	142	38,662
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△2,176
圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	3,408
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,153	△59	1,093	－	1,093
当 期 変 動 額 合 計	1,153	△59	1,093	－	2,325
当 期 末 残 高	3,154	△38	3,115	142	40,988

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 及 び 製 品……………移動平均法

原 材 料 及 び 貯 蔵 品……………移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。

（リ ー ス 資 産 を 除 く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、白河工場については定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リ ー ス 資 産 を 除 く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(4) 長 期 前 払 費 用……………均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支払いに充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に含めて計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。
- ②数 理 計 算 上 の 差 異……………数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、商品先物取引及び金利スワップ取引)

ヘッジ対象

相場変動による損失の可能性がある資産または負債で、当該資産または負債に係る相場変動が評価に反映されていないもの及び市場金利の変動により時価の変動が生じ、その変動額が借入金の評価に反映されないもの並びに資産または負債に伴うキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。

ヘ ッ ジ 方 針……………為替予約取引は、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるためのものであるため、その残高は外貨建の仕入及び販売予定金額を超えないようにとの方針を採っております。商品先物取引については、アルミニウム二次合金地金の原材料の在庫の範囲内での取引に限定しております。金利スワップは、変動金利を固定金利に変換する目的で利用しているのみであります。

ヘッジの有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動による変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

その他リスク管理方法のうち……………為替予約取引の実行は資材管理部で行い、その管理は管理部にて行っており、取引限度額については仕入及び販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度としております。さらに、管理部長は月ごとの残高についての管理を行っております。また、先物取引の実行及び管理につきましては、資材管理部及び軽金属原料部で行っており月ごとの残高を管理部長に報告する体制をとっております。

ヘ ッ ジ 会 計 に 係 る も の

(2) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(3) 端 数 処 理……………記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,667百万円

2. 保証債務

下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

セイシン (タイランド) 462百万円
(95百万THB期末日レートにて換算)

ダイキアルミニウム
インダストリー インディア 6,240百万円
(3,670百万INR期末日レートにて換算)

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,283百万円

長期金銭債権 62百万円

短期金銭債務 1,055百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 22,157百万円

仕 入 高 24,616百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,878百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	4,056,711		250		－	4,056,961

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	256百万円
関係会社株式評価損	1,586百万円
棚卸資産評価損	10百万円
未払事業税	40百万円
賞与引当金	75百万円
貸倒引当金	2百万円
減損損失	45百万円
長期未払金	46百万円
新株予約権	45百万円
繰延ヘッジ損益	17百万円
資産除去債務	76百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	2,226百万円
評価性引当額	2,059百万円
繰延税金資産合計	167百万円

繰延税金負債

前払年金費用	234百万円
その他有価証券評価差額金	1,077百万円
資産除去債務に対応する除却費用	23百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,339百万円
繰延税金負債の純額	△1,172百万円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)、4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ダイキアルミニウム インダストリー インディア	所有 直接97.0%	役員の兼任 商品の販売 債務保証 増資の引受	商品の売上 (注)1 債務保証 (注)2 増資の引受 (注)3	6,775 6,240 1,789	売掛金 保証料	2,071 11
関連会社	デルタ ダイキ メタル (タイランド)	所有 直接35.0%	商品の販売	商品の売上 (注)1	3,373	売掛金	2,355

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 2 ダイキアルミニウム インダストリー インディアの銀行借入(3,670百万INR)につき、債務保証を行ったものであります。
- 3 増資の引受はダイキアルミニウム インダストリー インディアの行った増資を引き受けたものであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,032円17銭
1株当たり当期純利益	86円14銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	84円82銭